

西宮市満池谷火葬場残骨灰処理業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、西宮市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する西宮市満池谷火葬場残骨灰処理業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 用語の定義

本仕様書に使用される用語は次の定義による。

(1) 残骨灰

火葬後に行われる遺族等の収骨作業によって収骨されず、西宮市満池谷火葬場に残されたお骨、灰（集じん灰を含む）、金属類、副葬品等をいう。

本市においては残骨灰を宗教的感情及び故人の尊厳の対象として扱っていることから、残骨灰は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物には該当しないものとする。

(2) 委託業務担当者

委託業務担当者とは、本業務の管理・運営に携わる乙の社員で、本業務の監督を行うことを、甲が認めた者をいう。

3 業務の目的

近年、火葬場における収骨後に、収骨されなかったお骨や灰等に有価物が含まれていることからこれを収益化し、市民サービスに還元している自治体が増えてきている。

本市においては、ご遺族の心情や故人の尊厳を尊重する観点を重視し、これまで残骨灰を収益化することはせず、西宮市満池谷火葬場の指定管理者が再委託した専門業者に無害化処理の上、寺院への埋葬をさせてきたが、令和6年度西宮市市政モニター調査で自治体が残骨灰の含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することについて質問したところ、「賛成」「どちらかという賛成」の合計が約8割を占めた。

このような状況を踏まえ、本業務を実施することで、残骨灰に含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することを目的とするものである。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 残骨灰の保管場所等

火葬場名	所在地	保管場所
西宮市満池谷火葬場	西宮市奥畑7番115号	9ページ参照

※西宮市満池谷火葬場の休場日は1月1日、1月3日、毎月最初の平日友引日（1月については例外あり）8ページ参照

6 予定数量

年間12t（人体のみ：約12t）

※ 令和7年4月～令和8年1月火葬分（10か月分）の処理を想定。

※ 見込数量であるため、数量については変動する可能性がある。また、数量に変動があった場合であっても、委託料の変更は行わない。

【参考】

年度	火葬件数	残骨灰数量
令和3年度	4,953件	約14トン
令和4年度	5,095件	約14トン
令和5年度	5,270件	約14トン

7 業務の概要

（1）乙は西宮市満池谷火葬場（以下、「火葬場」という。）で保管されている残骨灰を保管場所から乙の処理施設まで安全かつ確実に搬出・運搬する。

（2）乙の処理施設で残骨灰を適正に処理し、選別した残骨を残骨用墳墓に埋蔵するとともに、処理工程において選別した有価物（金、銀、プラチナ、パラジウム等の含有が見込まれるものをいう。以下同じ。）を精錬した上で、甲に返還する。

8 業務の内容

（1）業務全般に関する注意事項

乙は、業務の実施にあたり、火葬された故人の尊厳を尊重することを第一とし、礼を失しない方法により丁寧に残骨灰を取り扱うこと。

（2）火葬場施設に出入りするにあたっての注意事項

ア 火葬場業務への配慮等

乙は、本業務の遂行にあたっては、火葬場の業務に支障をきたさぬよう常に細心の注意を払うこと。特に火葬場利用者が来場する窓口部門に影響が出ないように作業時間対等について配慮すること。

イ 服装、態度等

乙は、業務に際し、制服等を着用し、言語、態度等に注意し、人に不快の念を与えることがないように十分注意すること。

(3) 搬出・運搬

ア 人員、機材等

乙は、保管場所からの搬出・運搬に必要な人員、車両その他必要な機材等を自ら調達し、実施すること。また、運搬車両は、原則、乙が所有する車両を使用すること。

イ 搬出時間、搬出経路等

(ア) 本業務の実施にあたっての残骨灰の搬出スケジュール、搬出計画については、火葬場の指定管理者の職員と委託業務担当者が調整して案を作成し、本市の承認を得た上で決定するものとする。

(イ) 搬出時間は、火葬場の開場時間内とし、火葬場の指定管理者の職員、委託業務担当者及び西宮市斎園管理課の職員の立会いのもと、火葬場から搬出すること。

(ウ) 搬出経路等は、火葬場の指定管理者と乙で協議して定めるものとする。

(エ) 搬出経路等が協議により定まった際には乙は甲にその内容を速やかに図面により説明すること。

(オ) 火葬場敷地内での作業においては、必要な養生を行い、他の部分への汚損、棄損等を起こさぬよう配慮すること。

(カ) 残骨灰の搬出に使用する車両の乗入れ場所については、搬出作業開始までに火葬場の指定管理者職員と打ち合わせを行い決定し、本市に報告すること。

ウ 搬出頻度

(ア) 第1回目の搬出は、契約締結後速やかに実施するものとし、第2回目以降の搬出は、2か月に1回以上の頻度で搬出すること。

(イ) 本業務の履行期間内における火葬場からの最終の残骨灰の搬出については、令和8年1月4日から令和8年1月31日までの間で実施すること。

エ その他

(ア) 乙は、搬出時に残骨灰が飛散、流出しないように措置を講じるとともに、防塵マスクを着用する等の適切な安全対策を講じること。

(イ) 乙は、搬出後に残骨灰保管室、搬出経路等の清掃を行うこと。

(ウ) 乙は、搬出時に残骨灰を収容している袋等が荷崩れしないように固定し、荷台をシートで被う等の残骨灰が飛散、流出しないような対策を講じること。

(エ) 残骨灰を収容している袋等は、乙の責任のもと適切に処分すること。

(4) 残骨灰処理

ア 保管

(ア) 乙は、乙の施設内であって、床が不浸透材料である専用区画に搬入した残骨灰を保管するとともに、残骨灰が飛散、流出しないような対策を講じること。

(イ) 乙は、残骨灰を保管する際に、施設内に設置された計量器を用いて搬入した残骨灰の重量を計量し、記録すること。

(ウ) 乙は、残骨灰を収容している袋等に甲の残骨灰である旨、火葬場名、搬入日等を表記し、甲及び甲以外の残骨灰が相互に混入しないように保管すること。また、処理前後の残骨灰が混在しないように保管すること。

イ 残骨及び有価物の選別等

(ア) 乙は、乙の施設内であって、床が不浸透材料である専用区画で残骨の選別等を行うとともに、残骨灰が飛散、流出しないような対策を講じること。

(イ) 乙は、甲及び甲以外の残骨灰が相互に混入しないように残骨及び有価物の選別を行うこと。

(ウ) 乙は、残骨灰から残骨、有価物、金属類(有価物を除く。)、陶器類等を選別すること。

(エ) 選別した残骨は、埋蔵するまでの間、甲専用の容器等に収容することとし、収容する容器には、甲の残骨である旨表記し、甲以外と甲の残骨が相互に混入しないように保管すること。

(オ) 選別した有価物は、精錬するまでの間、甲専用の容器等に収容することとし、収容する容器等には、甲の有価物である旨等表記し、甲以外と甲の有価物が相互に混入しないように保管すること。また、保管場所は、部外者の立入りを禁止するとともに、盗難等の事故に遭わないよう、セキュリティには万全を期すること。

(カ) 残骨及び有価物以外のものは、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。また、残骨灰に含まれる六価クロム、ダイオキシン類等の有害化学物質については、定期的に測定し、適切に無害化処理等を行うこと。(無害化の基準等は下表のとおり)

化学物質の種類	方法	基準
土壤汚染対策法施行規則別表第四(第三十一条第一項関係)に示される化学物質	環境大臣が定める方法 (環境省告示 18 号)	土壤汚染対策法施行規則別表第四(第三十一条第一項関係)に示される要件

(キ) (カ) で無害化処理等を行ったもののサンプルに含まれる「水銀又はその化合物」「カドミウム及びその化合物」「鉛及びその化合物」「六価クロム化合物」「砒素及びその化合物」「セレン及びその化合物」が土壤汚染対策法施行規則別表第四(第三十一条第一項関係)に示される要件を満たしていることが分かる都道府県に計量証明事業登録のある民間事業者発行の検査報告書を提出すること。

ウ 残骨の埋蔵

(ア) 乙は、乙の責任のもとに残骨用墳墓を確保し、当該残骨用墳墓について所有者から使用承諾等を得ること。また、残骨用墳墓は、遺族等が参拝できる場所とすること。なお、残骨用墳墓の設置場所の名称及び所在地については、甲が遺族等に公表するものとする。

(イ) 選別した残骨は、火葬場から残骨灰を搬出した日から起算して 60 日以内に、全て残骨用墳墓に埋蔵すること。

(ウ) 乙は、選別した残骨を残骨用墳墓に埋蔵した場合、その旨を速やかに甲に報告すること。

エ 有価物の精錬・返還

(ア) 選別した有価物は、適切に精錬した上で、売却可能な地金（インゴット）の状態であって甲に返還すること。なお、返還量については、甲が公表するものとする。

(イ) 金及び銀は、純度 99.99%以上に、プラチナ及びパラジウムは、純度 99.95%以上に精錬し、銀以外のものは、純分認証極印（ホールマーク）を打刻すること。

(ウ) 精錬した有価物は、令和 8 年 3 月 31 日までに、甲が指定する場所（西宮市内）に、一括して返還することとし、返還予定日、返還方法等について事前に甲乙間で協議すること。また、乙は、精錬した有価物の返還量等について、別紙 2 により甲に報告することとし、精錬業者が作成した重量及び純度を証明する書類を添付すること。

(エ) 精錬した有価物の保管場所は、部外者の立入りを禁止するとともに、甲に精錬した有価物を返還するまで、盗難等の事故に遭わないよう、セキュリティに万全を期すること。

9 支払方法

業務完了後、一括払いとし、乙からの請求により行う。

10 現地確認等

委託期間中に、残骨灰処理等が適切に実施されていることを確認するため、甲の職員が乙の処理施設及び残骨用墳墓の現地確認を行う場合がある。また、甲の職員は、必要に応じて、受注者の業務の履行に立会い、乙の事務所等へ立入り、又は書面により報告を求めることができることとし、乙は、正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。

11 実施計画書

業務を受託した際には実施計画書を作成し、甲に提出することとする。なお、実施計画書は次の事項を記載したものとし、大きさは A4 版とすること。

- (1) 残骨灰処理施設の名称、所在地及び業務体制
- (2) 現場責任者
- (3) 本仕様書 8 の各業務の実施日程

- (4) 本仕様書 8 の各業務の実施方法
- (5) 残骨用墳墓の設置場所の名称及び所在地
- (6) 有価物の精錬を行う者の名称及び所在地
- (7) その他発注者が指示する事項

1 2 成果物

- (1) 有価物・・・・・・・・・・金、銀、プラチナ、パラジウム

※金及び銀は、純度 99.99%以上に、プラチナ及びパラジウムは、純度 99.95%以上に精錬し、銀以外のものは、純分認証極印（ホールマーク）を打刻すること。ただし、純分認証極印の打刻が困難な場合は、本市の承諾を得た上で、純分認証極印の打刻に代わる証明書を添付すること。

- (2) 実施報告書・・・・・・・・・・電子版（DVD-R に格納、1 枚）、紙 5 部（A 4 版）

以下の内容を含むもの。

ア火葬場の残骨灰搬出日及び搬出日毎の残骨灰重量

イ残骨灰を選別等した後の種類別重量（残骨、有価物、金属類（有価物を除く。）、陶器類等）

ウ残骨の埋蔵日

エその他甲が指示する事項

※実施報告書には、搬出、残骨灰処理等の工程毎の作業状況写真及び重量（残骨灰、残骨、有価物、金属類（有価物を除く。）陶器類等）が確認できる写真類を添付すること。

1 3 その他

(1) 本仕様書 8 (4) ウの業務完了の都度、速やかに本仕様書 1 2 の実施報告書に準じた報告書（当該報告書には、搬出、残骨灰処理等の工程毎の作業状況写真及び重量（残骨灰、残骨、有価物、金属類（有価物を除く。）陶器類等）が確認できる写真類を添付すること。）を甲に提出し、本業務の進捗状況を報告すること。

(2) 乙は、契約終了後であっても、本業務の範囲内における甲の問合せに応じること。

(3) 本業務に関する法令、条例、規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、乙の負担において適正に行うものとする。

(4) 乙は、業務の実施に当たり、甲及び火葬場の指定管理者と連絡を密にとり、火葬場の運営に支障が生じないように留意すること。

(5) 乙は、本業務履行期間内外を問わず、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(6) 本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法」「西宮市個人情報保護条例」等の個人情報保護関係法令等を遵守すること。

(7) 個人情報保護の重要性を業務従事者に周知・徹底し、万一これが漏洩等した場合は速やかに本市に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(8) 本仕様書に疑義があるとき、又は定めがない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

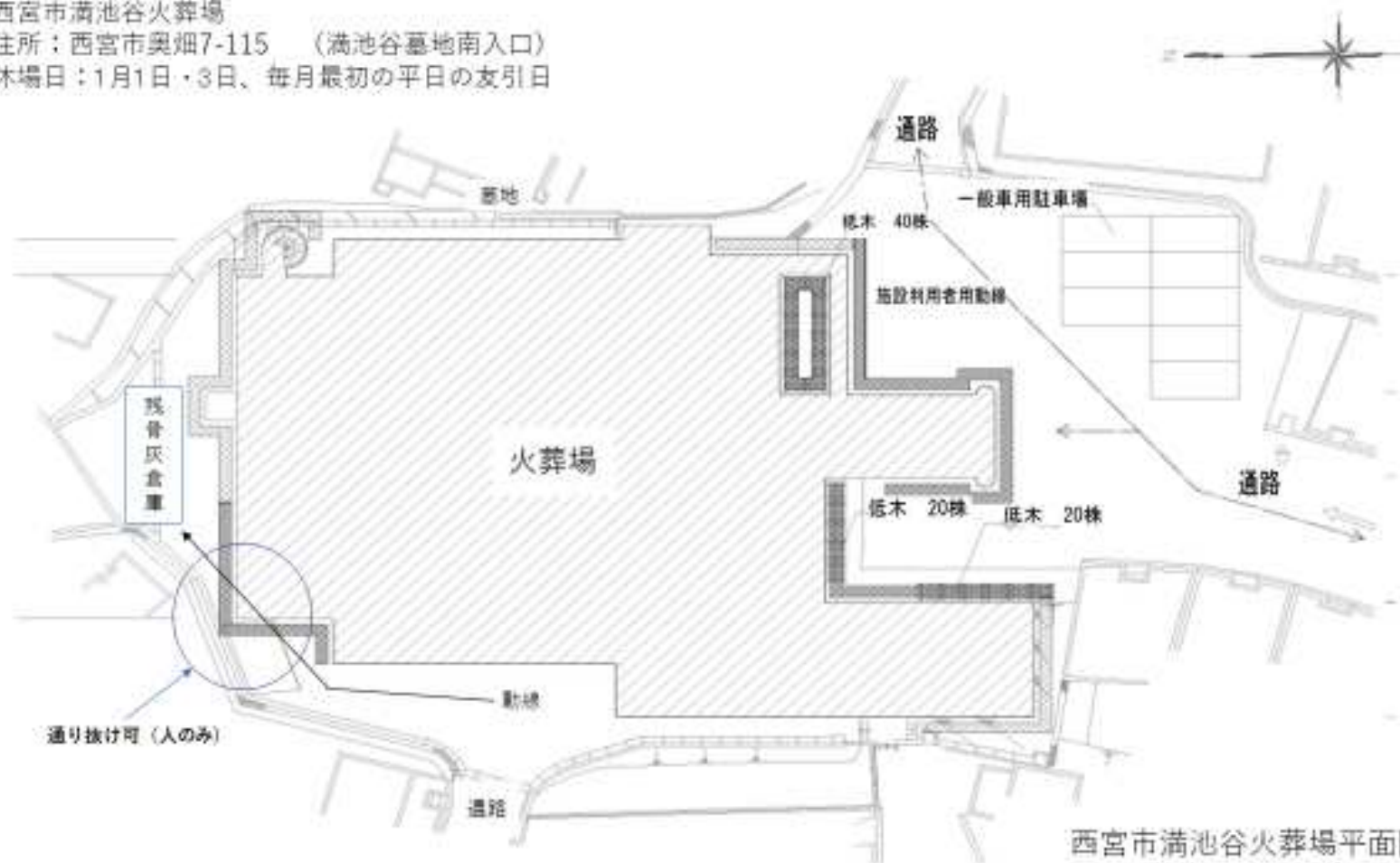
令和7年 満池谷火葬場休場日

令和7年	休業日
1月	1日(水・祝) 3日(金) 8日(水)
2月	5日(水)
3月	6日(木)
4月	3日(木)
5月	2日(金)
6月	5日(木)
7月	3日(木)
8月	8日(金)
9月	5日(金)
10月	10日(金)
11月	7日(金)
12月	12日(金)

西宮市満池谷火葬場

住所：西宮市奥畑7-115（満池谷墓地南入口）

休場日：1月1日・3日、毎月最初の平日の友引日



西宮市満池谷火葬場平面図